

第1回 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会

日 時：平成18年3月8日（水）13時30分～

場 所：関内中央ビル 10階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 資源循環局長挨拶
- 3 議事
 - (1) 委員長の選出について
 - (2) 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会の公開・傍聴について
 - (3) 最終処分場の概要について
 - (4) 今後の調査方法について
 - (5) 今後のスケジュールについて
 - (6) その他
- 4 閉会

配付資料

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会設置要綱 |
| 資料2 | 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会委員名簿 |
| 資料3 | 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会の会議の公開・傍聴規(案) |
| 資料4 | 戸塚区品濃町最終処分場概要 |
| 資料5 | 今後の調査方法 |

(設置目的)

第1条 本委員会は、株式会社三興企業の横浜市戸塚区品濃町最終処分場（以下「処分場」という）の行政代執行による生活環境の支障の除去を、安全且つ効果的に行うために技術的な事項を検討することを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は、処分場に関する次の技術的事項について検討する。

- (1) 廃棄物の飛散を防止するために、必要な措置に関すること。
- (2) 急勾配となっている廃棄物法面について、廃棄物の崩落等の危険がない状態にするために必要な措置に関すること。
- (3) 遮水層が不備な部分からの、浸出液による地下水の汚染を防止するために、必要な措置に関すること。
- (4) 浸出液による公共用水域の汚染を防止するために、必要な措置に関すること。
- (5) その他、必要な事項の検討、協議に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織するものとする。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委員委嘱日から第2条に規定する検討事項の検討の終了日までとする。
ただし、委員が欠けた場合は新たに委員を補充する。

(運営)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の運営を主催する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家からも意見を聴くことができる。

(招集)

第5条 委員会は、委員長の招集により開催する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長は、委員会の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年2月9日から実施する。

資料 2

戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	専門分野
あいざわ よしはる 相澤 好治	北里大学医学部教授	医学、公衆衛生学
いまいずみ しげよし 今泉 繁良	宇都宮大学大学院教授	土質工学、 環境地盤工学
さるた かつみ 猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	環境科学
なかすぎ おさみ 中杉 修身	上智大学大学院教授	環境工学
のま ゆきお 野馬 幸生	(独) 国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 循環資源・廃棄物試験評価研究室 室長	廃棄物化学
まつふじ やすし 松藤 康司	福岡大学工学部教授	廃棄物工学
やぎ よしお 八木 美雄	(財) 廃棄物研究財団 常務理事	廃棄物工学、 廃棄物行政
オブザーバー		
はやし りか 林 里香	環境省 関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課長	

戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会の会議の公開・傍聴規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会設置要綱（平成18年2月9日）に基づき開催する戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会（以下「委員会」という。）の会議における、公開・傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第31条及び横浜市審議会等の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達）、並びに横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成9年11月総務局通知）の規程を準用し、原則として公開とする。ただし、情報公開条例第31条第1項但し書第2号に規程する事項（以下「非開示情報」という。）に該当する場合は、あらかじめ委員長は一部または全部の非公開とする。この場合において、委員長が必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(資料の配布)

第3条 委員会を公開した場合は、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、委員長が定める。

(傍聴の手続き)

第4条 傍聴しようとする者があった場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴人名簿（様式1）に所定の事項を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- (2) 会議の傍聴席数は、10席程度を設けるものとする。
- (3) 会議を傍聴しようとする者の人数が傍聴席数を超える場合においては、先着順によるものとする。
- (4) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴席に入場するに当たり所持品の検査等に応じることが求められたときは、これに協力しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
- (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
- (3) 酒気を帯びているもの
- (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと思われる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に係る事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと。
- (2) 会場内において、発言はしないこと。
- (3) 会場における言動に対して拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
- (4) 会場において写真等を撮影し、又は会議における発言等を録音しないこと。ただし、あらかじめ委員長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(退場措置)

第7条 傍聴人が前項の規程に違反し、委員長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命じることができる。なお、委員長が退場を命じたときは、傍聴人は、直ちに退場しなければならない。

(委員長のとる臨機の処置)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員長は必要があると認めたときは、臨機に応じて必要な処置を執ることができる。

(会議録)

第9条 公開された会議の会議録は、委員長が確認した後確定し、確定後1年間、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課において市民の閲覧に供するとともに、必要な方法で公開することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は平成18年 月 日から実施する。

戸塚区品濃町最終処分場概要

(株)三興企業 産業廃棄物最終処分場 位置図



(株)三興企業 産業廃棄物最終処分場 概況図



(株)三興企業 産業廃棄物最終処分場 航空写真 (平成 15 年 2 月 5 日 撮影)

戸塚区品濃町最終処分場事案概要

1 施設概要等

(1) 施設の概要

設置者：株式会社 三興企業

会社設立 昭和49年11月 2日

資本金 3,200万円

会社所在地 横浜市中区扇町1-1-25

設置場所：横浜市戸塚区品濃町1,622-2番地他

当初設置届出年月日：昭和61年 9月 5日

施設種類：管理型最終処分場

埋立の現状：許可容量約74万m³に対し、約91万m³の廃棄物が埋め立てられている。

埋立廃棄物の種類：汚泥、燃え殻、鉋さい、木くず、紙くず、廃石綿等、13種類

(2) 処分場施設の主な届出・許可等の経緯

届出(許可)年 月日	埋立面積		埋立容量		備考
	※()は増加量		※()は増加量		
S61.9.5	18,767m ²		271,520m ³		設置届
H4.5.25	21,386m ²	(2,619m ²)	515,139m ³	(243,619m ³)	変更届
H9.12.25	23,899m ²	(2,513m ²)	674,252m ³	(159,113m ³)	変更許可
H11.6.24	25,914m ²	(2,015m ²)	738,502m ³	(64,250m ³)	軽微変更届

2 事案の概要

株式会社三興企業（以下、「事業者」）は、昭和61年9月、戸塚区品濃町の横浜新道沿いに産業廃棄物処分場（以下、「処分場」）を計画し、本市に廃棄物処理法に基づく『産業廃棄物処理施設設置届』を提出、本市から『基準適合通知』を受けている。

昭和62年4月に『産業廃棄物処分業（最終処分）許可』を取得し、処分場での受入を開始した。その後、借地範囲を広げ、埋立容量の拡大を行っている。

平成7年頃から許可容量の超過が疑われたため、本市は事業者を文書指導している（平成7年度～8年度の間には高さ是正3回や容量改善1回など）。平成9年1月に事業者の測量で容

量超過（許可容量約52万 m^3 に対し約65万 m^3 の埋立量）が確認されたため、本市は平成 9年 2月に事業者あて廃棄物処理法に基づく『措置命令（第1回）』を発令した。この時、事業者から『産業廃棄物処分業廃止届出書』が提出された。

また当時、横浜新道改築に伴う道路事業認定が行われ（平成 9年 3月）、処分場の一部にその道路用地がかかった。事業者はこれを踏まえた事業計画を平成 9年12月に本市に提出するとともに、埋立容量を67万 m^3 とする『産業廃棄物処理施設変更許可』を申請してきた。本市は、廃棄物を安全な形状に改善するよう『措置命令（第2回）』を発令した上で『産業廃棄物処理施設変更許可』を出した。

事業者は平成10年 6月に再び産業廃棄物処分業許可を取得し、廃棄物の受入を再開した。平成11年 6月には埋立容量を約74万 m^3 とする『産業廃棄物処理施設変更届』を本市に提出した。平成11年 9月頃から再び容量超過が疑われたため、本市は事業者に、平成11年 9月から翌年12月まで、修景作業や搬入抑制に関する文書指導を計12回行った。平成12年 9月に道路用地の明渡しが完了し、10月に事業者に測量を実施させた。そこで容量超過（許可容量約74万 m^3 に対し約85万 m^3 の埋立）を確認したため、本市は直ちに受入停止を指導、平成12年12月に『事業停止命令』を発令した。事業者はこれ以降、廃棄物の受入を停止し改善作業に移ったが、作業時の悪臭が周囲に発散したため、本市は、悪臭防止の『改善命令』を同月に発令した。

平成13年 3月、本市は事業者に『措置命令（第3回）』を発令し、原状回復を求めたが作業が進まず、平成14年 1月に『産業廃棄物処分業許可』を取消した。

なお、平成13年 1月、事業者の社長が交代する一方で、債権者や当時の副社長（技術管理者）などが 4月に「別会社」を設立し、11月頃からは処分場を自主的に管理し始め、平成14年10月に措置命令の履行を本市に文書で表明している。以降、本市は別会社に作業履行を指導したが、平成15年10月に別会社から本市に「これ以上の維持管理はできない」旨の文書が送付された。

その後、本市は処分場の監視を強化し、測量・調査による現状の把握や大雨時の対応や周辺水域への汚染防止など応急措置を取りつつ事業者に履行を催告してきた。

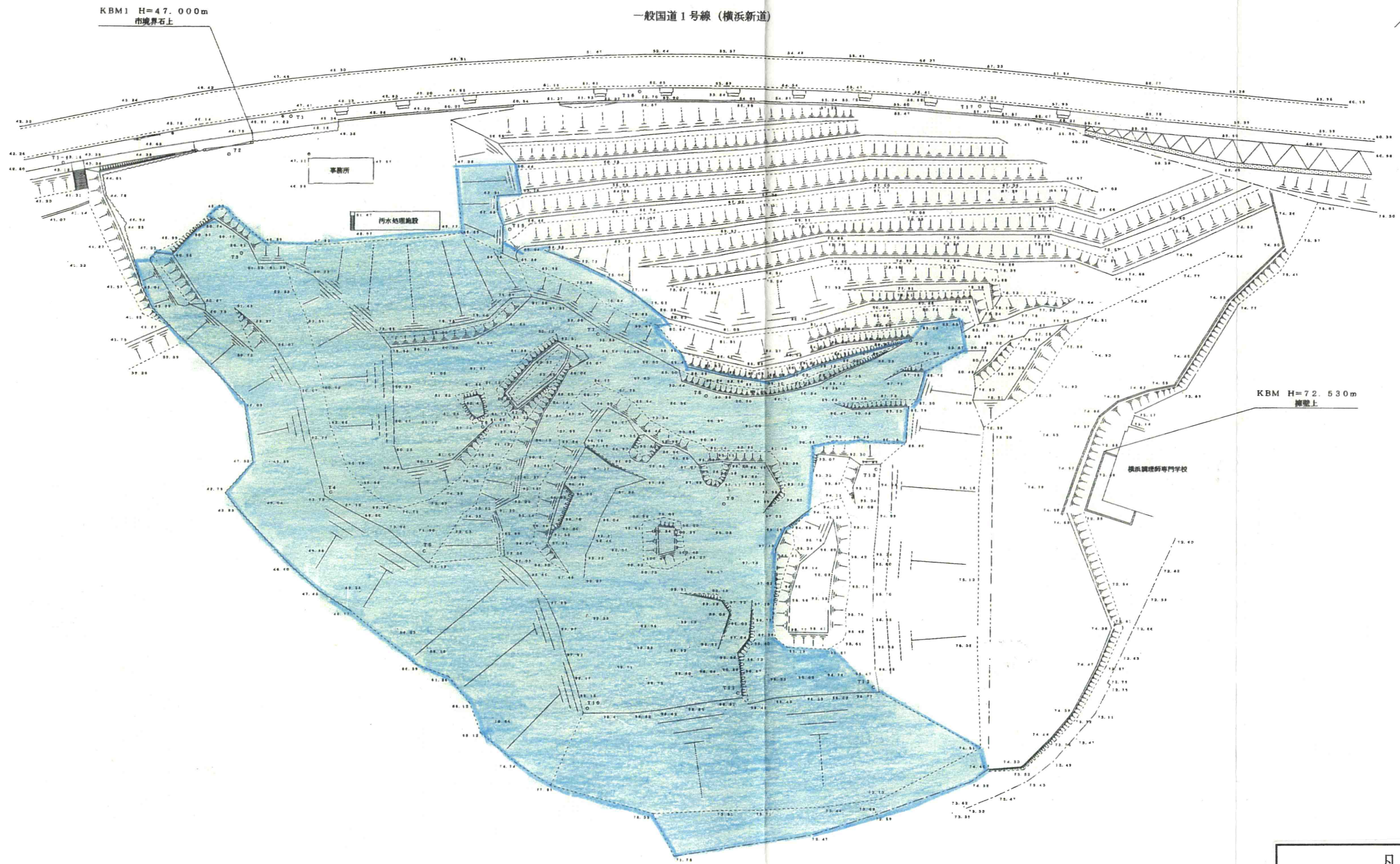
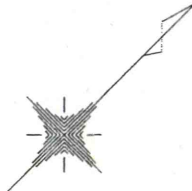
平成17年度、周辺水への処分場の影響が明らかになり、7月に事業者への措置命令履行催告や事業者の主な元役員に同じ内容の措置命令を発令、事業者及び当時の社長を刑事告発した。しかし、履行期限の 8月26日を過ぎ、履行催告文書を関係者に送付しても履行の動きがなく、本市は当事者に履行の意思無しとし、平成17年10月、行政代執行の手續きに着手した。

3 指導経緯

(○：本市、●：事業者、☆：別会社)

年月	事項	対応
昭和 61 年 9 月	● 「産業廃棄物処理施設設置届」提出 埋立容量 約 27 万 m ³ (約 1.9 ha)	○ 基準適合通知
昭和 62 年 4 月	○ 産業廃棄物処分業(最終処分)許可	● 処分業開始
昭和 63 年 11 月	● 「処理施設変更届」提出 埋立容量 約 32 万 m ³ (約 1.9 ha)	○ 受理 (拡張) ○ 結果通知 12 月
平成 2 年 5 月	● 「処理施設変更届」提出 埋立容量 約 38 万 m ³ (約 2.1 ha)	○ 受理 (拡張) ○ 結果通知 5 月
平成 4 年 5 月	● 「処理施設変更届」提出 埋立容量 約 52 万 m ³ (約 2.1 ha)	○ 受理 (拡張嵩上) ○ 結果通知 6 月
平成 7～8 年度	○ 文書による指導を行う (高さは正 3 回、容量超過改善 1 回など)	● 改善進まず
平成 9 年 1 月	● 事業者が測量実施 (約 65 万 m ³)	
2 月	○ 原状回復のため第 1 回措置命令を発令 ● 「産業廃棄物処分業廃止届出書」提出	○ 受理
12 月	○ 安全な形状に改善するため第 2 回措置命令を発令 ○ 産業廃棄物処理施設変更許可 埋立容量 約 67 万 m ³ (約 2.4 ha)	
平成 10 年 6 月	○ 産業廃棄物処分業(最終処分)許可 (容量 21,000 m ³ に限る)	● 処分業再開
平成 11 年 6 月	○ 産業廃棄物処理施設変更届 埋立容量 約 74 万 m ³ (約 2.6 ha)	○ 基準適合通知
平成 11 年 9 月 ～ 12 年 12 月	○ 修景作業及び搬入抑制について文書指導 12 回	● 搬入を継続
平成 12 年 11 月	○ 事業者の測量により約 2 割の埋立量超過判明 (全体量約 85 万 m ³)	● 10 月測量実施、 ● 11 月 6 日付報告
12 月	○ 事業停止命令 (24 日間) ○ 改善命令 (悪臭防止)	● 以後、廃棄物の 受入なし
平成 13 年 1 月	● 事業者、社長交代 ○ 本市が測量実施 (全体量約 84 万 m ³ 、修景作業による若干の減量あり)	修景作業と水処理 は継続
3 月	○ 事業停止命令 (3 月 24 日以後業取消しまで 3 回命令) ○ 第 3 回措置命令 (廃棄物の飛散防止、法面の崩落防止、地下水汚染の防止、浸出液による公共水域の汚染防止)	
平成 14 年 1 月	○ 産業廃棄物処分業の許可取消	
10 月	☆ 別会社が第 3 回措置命令履行作業開始	
平成 15 年 3 月	○ 事業者あてマニフェスト関連の法定の報告を要求 ○ 別会社に第 3 回措置命令履行状況報告を要求	● 回答なし
5 月	☆ 別会社、状況報告書提出 (全部の履行は困難)	
9 月	○ 事業者に措置命令の履行催告	
10 月	○ 市が測量を実施 (全体量約 91 万 m ³ を確認) ☆ 別会社、履行範囲縮小を表明。水処理運転は継続。	
平成 16 年 4 月	○ 川上川水質調査実施、結果を記者発表 ○ 事業者あて覆土流出等の支障除去を指示	● 「資力なし」と 弁護士口頭回答
平成 17 年 3 月	○ 遊水池からの排水の下水道仮排水完了	
6 月	○ 処分場浸出液が漏洩していることを公表 (記者発表)	
7 月	○ 元役員 4 名あて措置命令 (事業者あて第 3 回命令と同内容) ○ 事業者及び元社長を廃棄物処理法違反容疑で刑事告発 (11 月、横浜地検から不起訴処分結果通知)	

現況表面状況 平面図

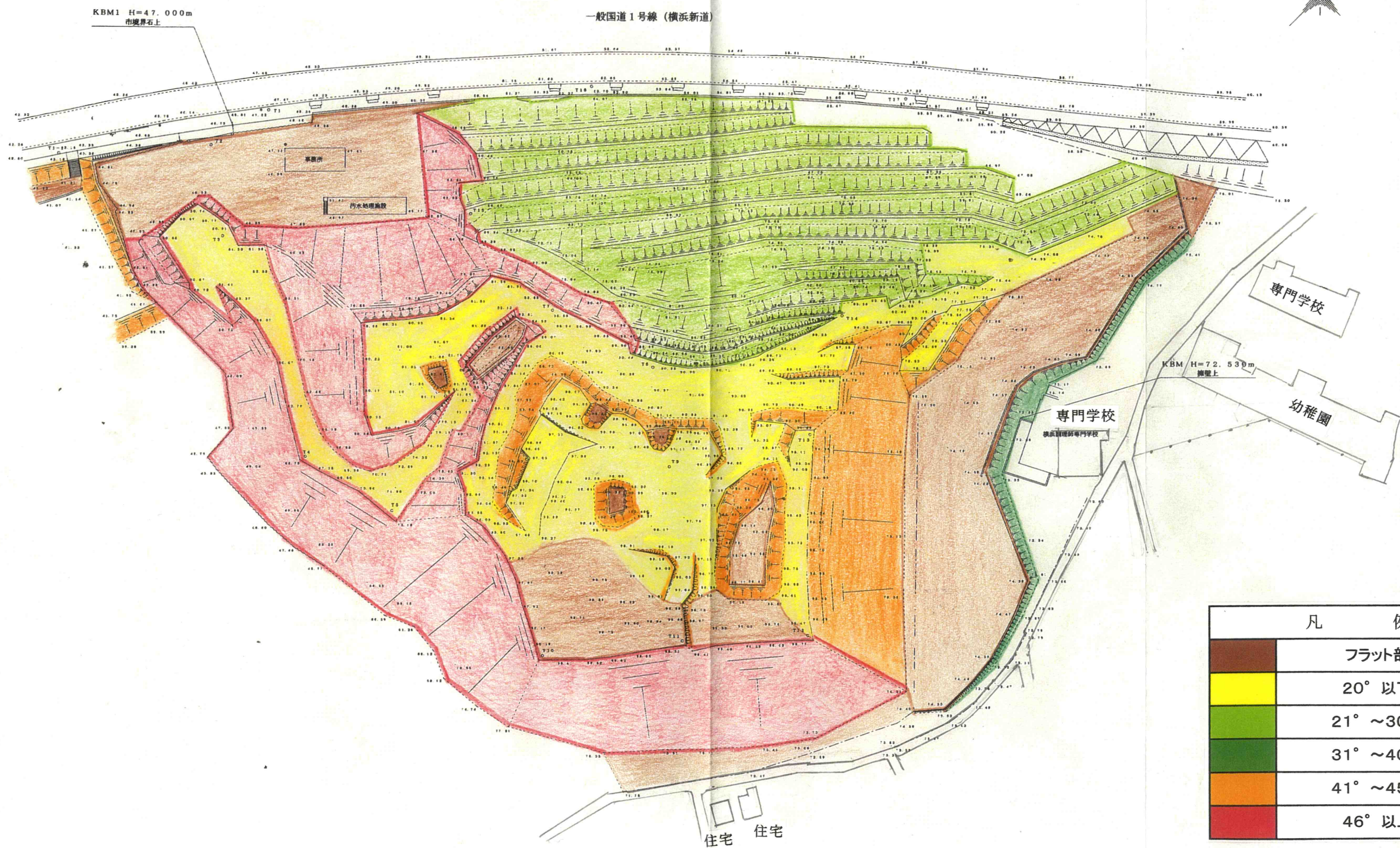


凡 例	
	廃棄物露出箇所

注意) 本図で示す標高は、横浜調理師専門学校の擁壁の高さを72.53mとし計算したものである。

場 所	横浜市戸塚区品濃町1622番2地先		
種 別	現況平面・高低図		
測量年月日	平成15年10月	日	縮尺 相当原量
製図年月日	平成15年10月	日	1
図面番号	500		
計画機関	横浜市環境保全局		
作業機関	国際航業株式会社		

現況斜面角度分布 平面図

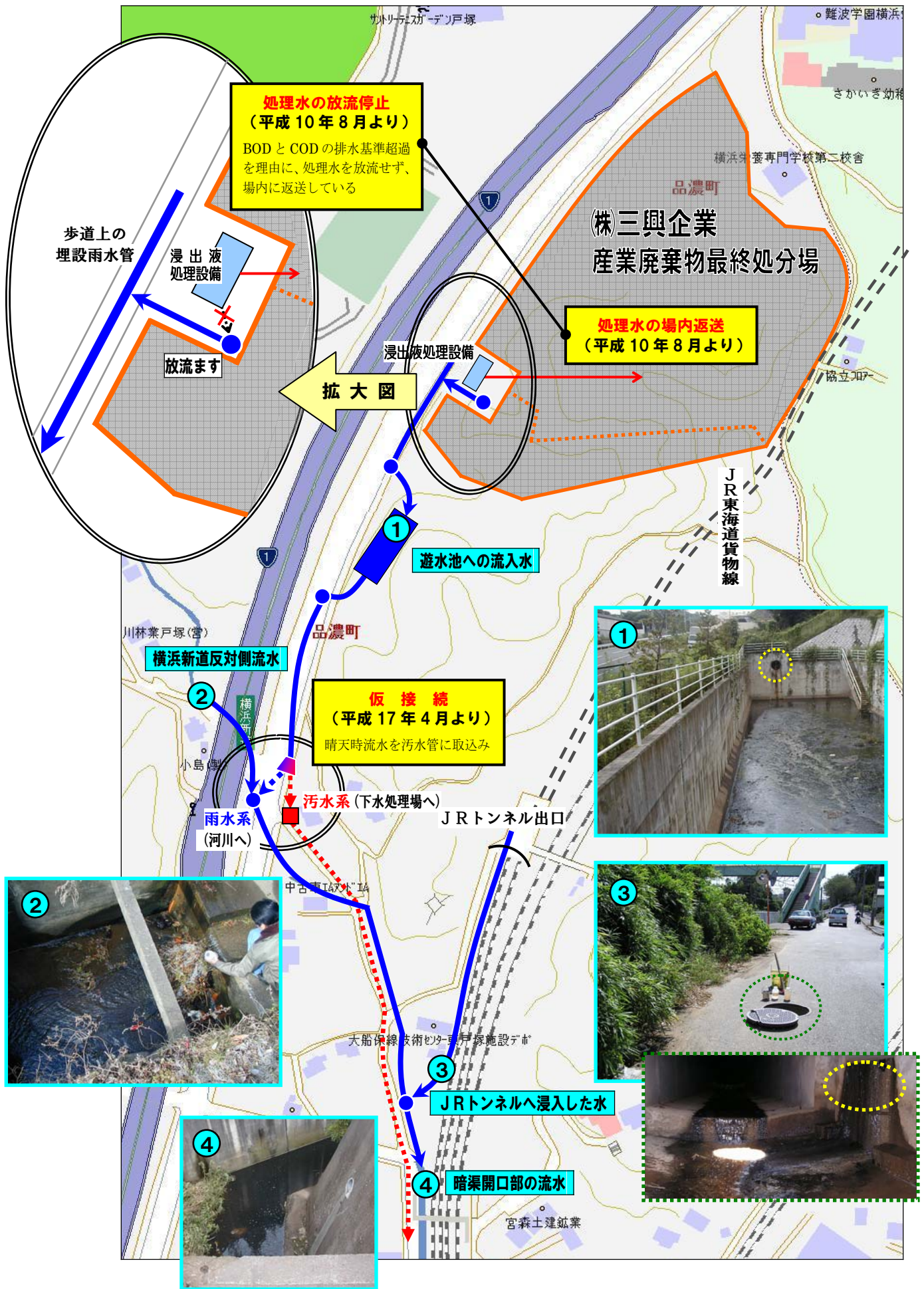


注意) 本図で示す標高は、横浜調理師専門学校の擁壁の高さを72.53mとし計算したものである。

凡 例	
	フラット部
	20° 以下
	21° ~30°
	31° ~40°
	41° ~45°
	46° 以上

場 所	横浜市戸塚区品濃町1622番2地先		
種 別	現況平面・高低図		
測量年月日	平成15年10月 日	縮 尺	原 則 縮 尺
製図年月日	平成15年10月 日	1	
図面番号		500	
計画機関	横浜市環境保全局		
作業機関	国際航業株式会社		

処分場敷地外 公共用水域 採水地点位置図



処分場敷地外公共水域の水質 代表データ

	項目名	河川水の環境基準	H17.5.11	H17.5.19	H17.9.30	H17.11.28	H17.12.7
① 遊水池流入水	ほう素	1以下	7.2	4.2			
	アンモニア性窒素	—	23				
	硝酸・亜硝酸性窒素	10以下	2				
	pH	6.0以上8.5以下	7.8	7.6			
	BOD	8以下	15	10			
	COD	—	47	25			
	SS	100以下	5				
	フェノール類	—	0.17	0.08			
	溶解性マンガン	—	1.7				
	塩素イオン	—	730				
② 横浜新道反対側流水	ほう素	1以下	1.7	1.4			
	アンモニア性窒素	—	0.2				
	硝酸・亜硝酸性窒素	10以下	0.9				
	pH	6.0以上8.5以下	7.9	8			
	BOD	8以下	1.7	3.5			
	COD	—	3.7	5.9			
	SS	100以下	2				
	フェノール類	—	0	0			
	溶解性マンガン	—	0.4				
	塩素イオン	—	84				
③ トンネル侵入水	ほう素	1以下	19	13		6	8
	アンモニア性窒素	—	34				
	硝酸・亜硝酸性窒素	10以下	0				
	pH	6.0以上8.5以下	7.3	7.4		7.6	7.5
	BOD	8以下	170	110		78	160
	COD	—	200	97		75	130
	SS	100以下	30				
	フェノール類	—	1.6	1.2		0.89	1.2
	溶解性マンガン	—	0.8				
	塩素イオン	—	1800			640	890
④ 暗渠開口部の流水	ほう素	1以下					7.4
	アンモニア性窒素	—					15
	硝酸・亜硝酸性窒素	10以下					0.21
	pH	6.0以上8.5以下					7.4
	BOD	8以下					65
	COD	—					90
	SS	100以下					20
	電気電導率	—					330
	ダイオキシン	1以下			0.14		

周辺井戸の水質 全データ

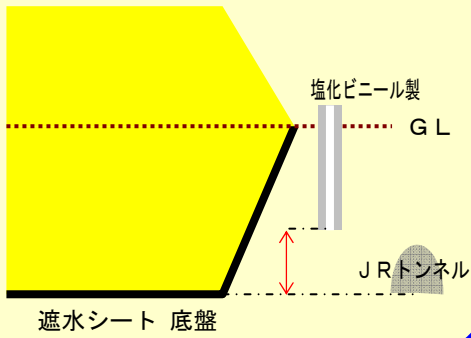
採水年月日	H17.7.12
-------	----------

試料番号	①	②	③	④	地下水の環境基準
井戸の深さ	100m	120m	20m-30m	10m-15m	
ほう素	0.08	0.12	0.05未満	0.05未満	1以下
ふっ素	0.2未満	0.2	0.2未満	0.2未満	0.8以下
アンモニア性窒素	3.1	4.9	0.1未満	0.1未満	—
硝酸・亜硝酸性窒素	0.5未満	0.5未満	1.3	0.5未満	10以下
pH	8.0(18℃)	8.0(16℃)	6.8(20℃)	6.3(17℃)	—
BOD	1未満	1未満	1	1未満	—
COD	0.6	1.2	0.6	0.8	—
SS	1未満	3	3	2	—
フェノール類	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	—
大腸菌群数	不検出	不検出	不検出	8	—
塩素イオン	8.7	5.5	20	15	—
臭気	異常無し	異常無し	異常無し	カビ臭(淡黄色)	—

試料番号	⑤	⑥	⑦	⑧	地下水の環境基準
井戸の深さ	50m	不明	33m	17m	
ほう素	0.08	0.05未満	0.06	0.05未満	1以下
ふっ素	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.8以下
アンモニア性窒素	2.6	0.1未満	1.4	0.1未満	—
硝酸・亜硝酸性窒素	0.5未満	0.6	0.5未満	1.8	10以下
pH	8.0(17℃)	6.2(17℃)	7.7(19℃)	6.2(17℃)	—
BOD	1未満	1	1未満	1未満	—
COD	0.8	0.5未満	1.0	0.5未満	—
SS	1未満	1未満	1未満	1未満	—
フェノール類	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	—
大腸菌群数	不検出	不検出	4	20	—
塩素イオン	4.1	9.8	5.1	42	—
臭気	異常無し	異常無し	カビ臭	カビ臭	—

処分場敷地内 地下水観測井 採水地点位置図

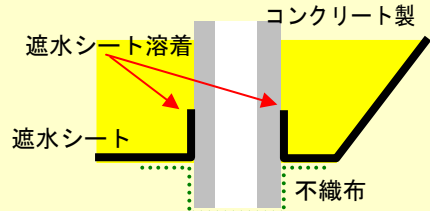
地下水観測井 No.3 の
推定構造断面図（模式図）



処分場拡大に
伴い撤去
(平成 10 年 2 月)

積上げ廃棄物の
崩落により消失
(平成 12 年 11 月)

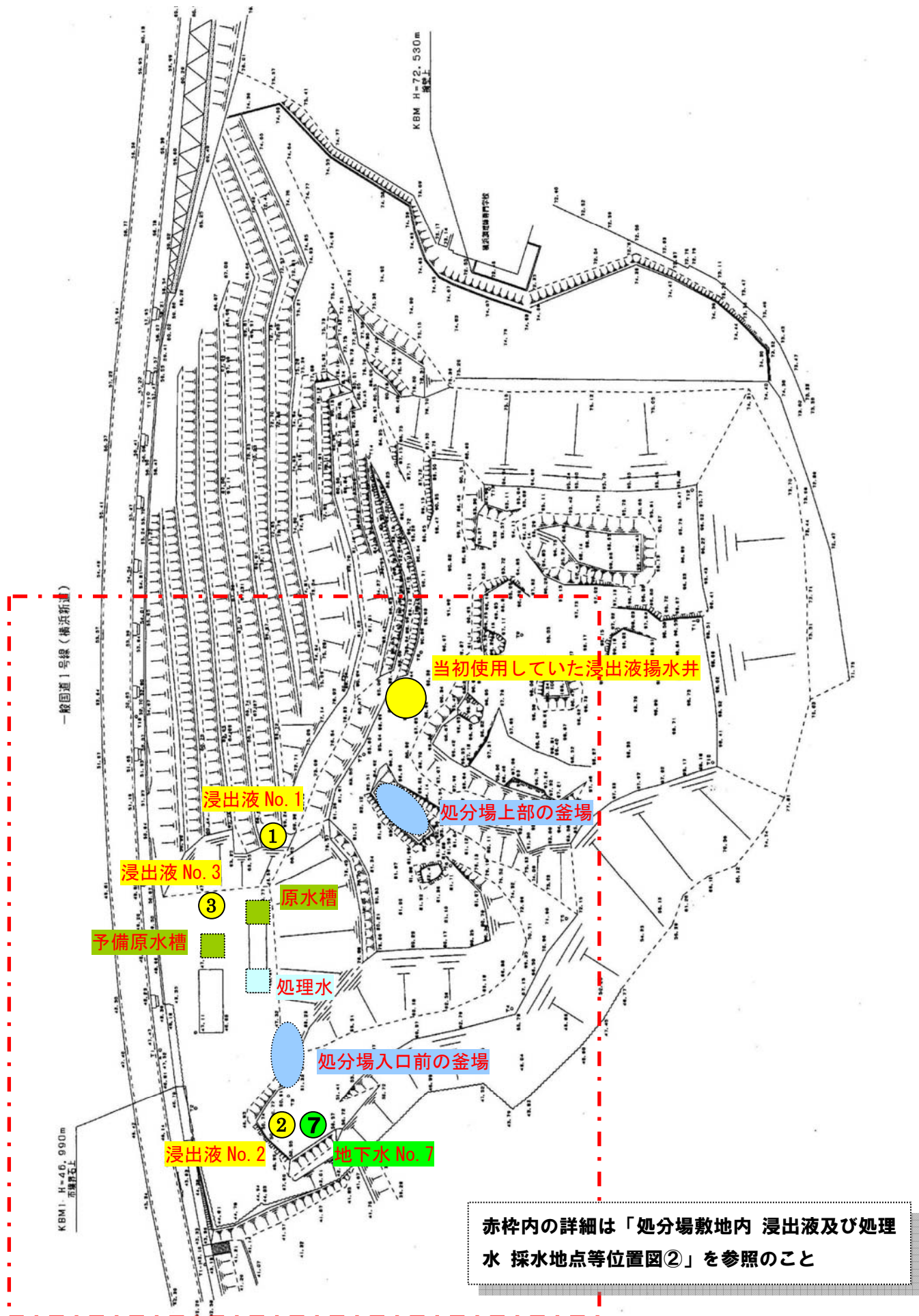
地下水観測井 No.7 の底部の
推定構造断面図（模式図）



処分場敷地内 地下水観測井 代表データ

	採水年月日	地下水の環境基準	H17.5.11	H17.8.9	H17.12.7
地下水1	ほう素	1以下			
	アンモニア性窒素	—			
	硝酸・亜硝酸性窒素	10以下			
	pH	—			
	BOD	—			
	COD	—			
	SS	—			
	フェノール類	—			
	溶解性マンガン	—			
	塩素イオン	—			
	地下水2	ほう素	1以下		
アンモニア性窒素		—			
硝酸・亜硝酸性窒素		10以下			
pH		—			
BOD		—			
COD		—			
SS		—			
フェノール類		—			
溶解性マンガン		—			
塩素イオン		—			
地下水3		ほう素	1以下	5.6	
	アンモニア性窒素	—	0		
	硝酸・亜硝酸性窒素	10以下	0.1		
	pH	—	6.7		6.6
	BOD	—	2.1		2.4
	COD	—	9.9		9.5
	SS	—	440		
	フェノール類	—	0.06		0
	溶解性マンガン	—	1.2		
	塩素イオン	—	470		470
	地下水7	ほう素	1以下	29	26
アンモニア性窒素		—	220	170	
硝酸・亜硝酸性窒素		10以下	0.6	0.2	
pH		—	7.4	7.3	7.3
BOD		—	74	82	48
COD		—	330	240	320
SS		—	85	99	
フェノール類		—	0.35	0.28	0.4
塩素イオン		—	2100	1900	1700

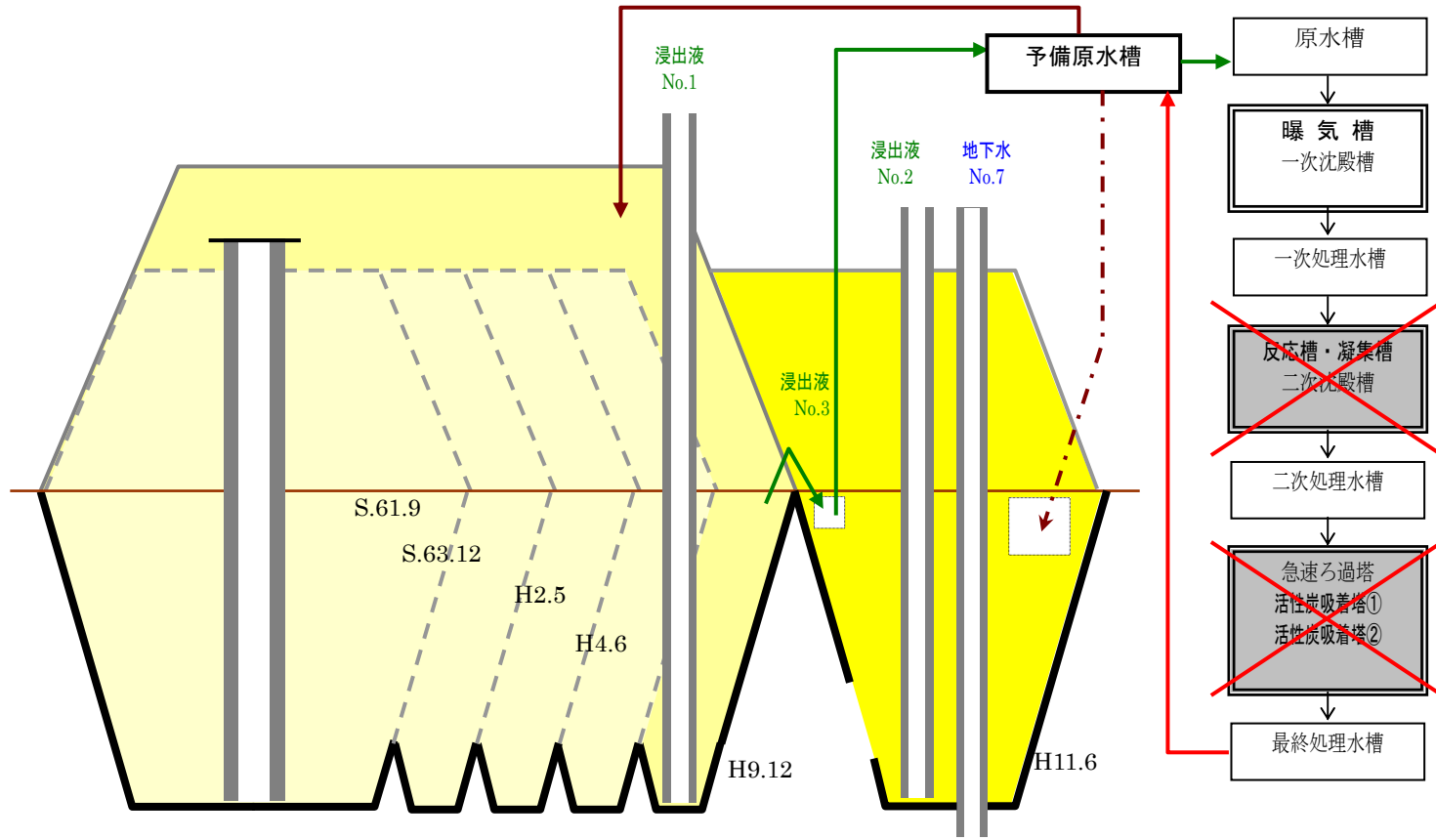
処分場敷地内 浸出液及び処理水 採水地点等位置図①



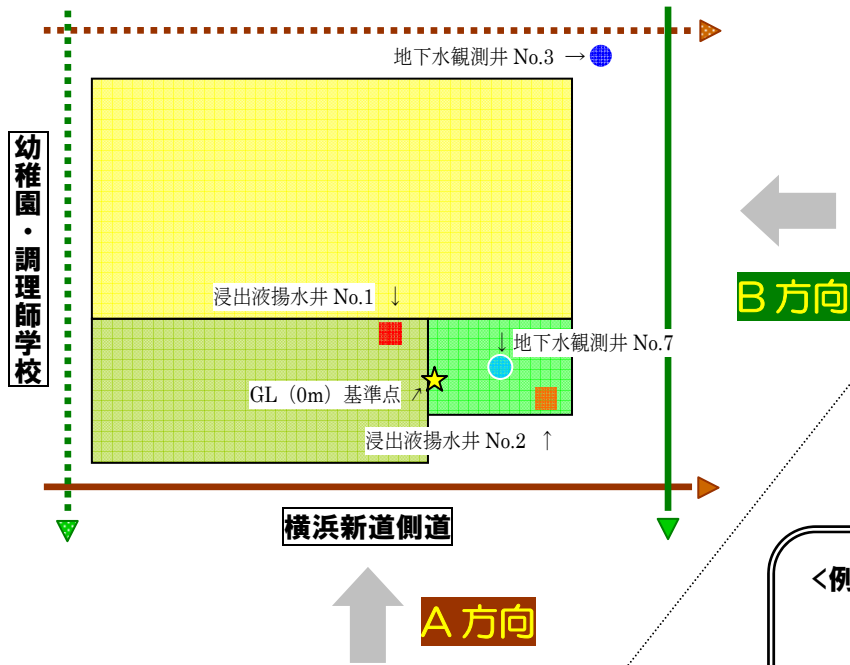
処分場敷地内 浸出液及び処理水 代表データ②（浸出液の細分化後）

採水年月日	排水基準	H17.5.11	H17.8.9	H17.9.28	H17.10.26	H17.11.28	H17.12.7	
浸出液 No. 1	ほう素	10以下		63		52		75
	アンモニア性窒素(x)	0.4 x + y が 100以下		260				
	硝酸性・亜硝酸性窒素(y)			0				
	pH	5.8以上8.6以下		7.6		7.6		7.6
	BOD	60以下		470		1200		950
	COD	60以下		1400		1000		1400
	SS	60以下		15				
	ヘキサン抽出鉱油類	5以下		0				
	フェノール類	0.5以下		3.4		4.9		2.5
	総窒素	—						
	総リン	—						
	塩素イオン	—		5900		6400		6100
浸出液 No. 2	ほう素	10以下	32			23		38
	アンモニア性窒素(x)	0.4 x + y が 100以下						
	硝酸性・亜硝酸性窒素(y)							
	pH	5.8以上8.6以下	7.8			7.5		7.6
	BOD	60以下	89			72		69
	COD	60以下	400			330		390
	SS	60以下						
	フェノール類	0.5以下	0.54			0.81		0.55
	塩素イオン	—	2600			2700		2500
	浸出液 No. 3	ほう素	10以下			57	68	90
アンモニア性窒素(x)		0.4 x + y が 100以下						
硝酸性・亜硝酸性窒素(y)								
pH		5.8以上8.6以下			7.7	7.6	7.8	7.7
BOD		60以下			620	640	660	550
COD		60以下			1100	1000	1500	1500
SS		60以下						
ヘキサン抽出鉱油類		5以下						
フェノール類		0.5以下			1.9	1.6	5	1.7
塩素イオン		—			7800	10000	10000	11000
処理水	ほう素	10以下		63				
	ふっ素	8以下		3.2				
	アンモニア性窒素(x)	0.4 x + y が 100以下		8.4				
	硝酸性・亜硝酸性窒素(y)			82				
	pH	5.8以上8.6以下		7.9				
	BOD	60以下		11				
	COD	60以下		290				
	SS	60以下		7				
	フェノール類	0.5以下		0				
塩素イオン	—		8500					

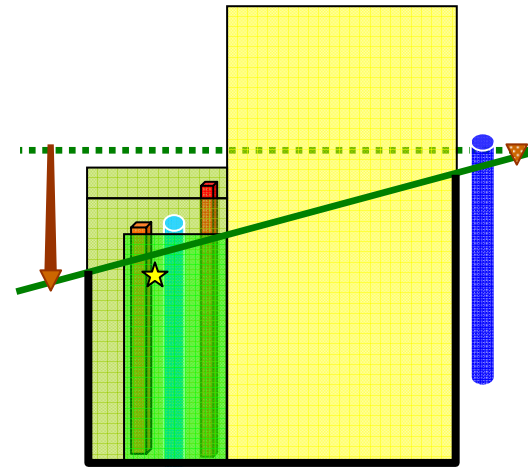
現 状



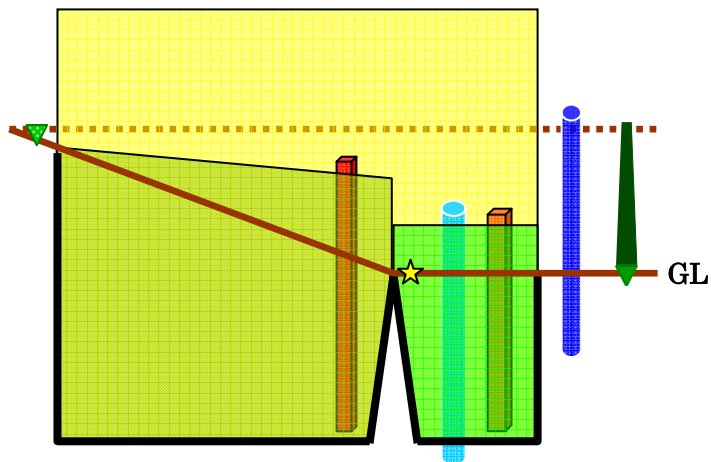
上面図



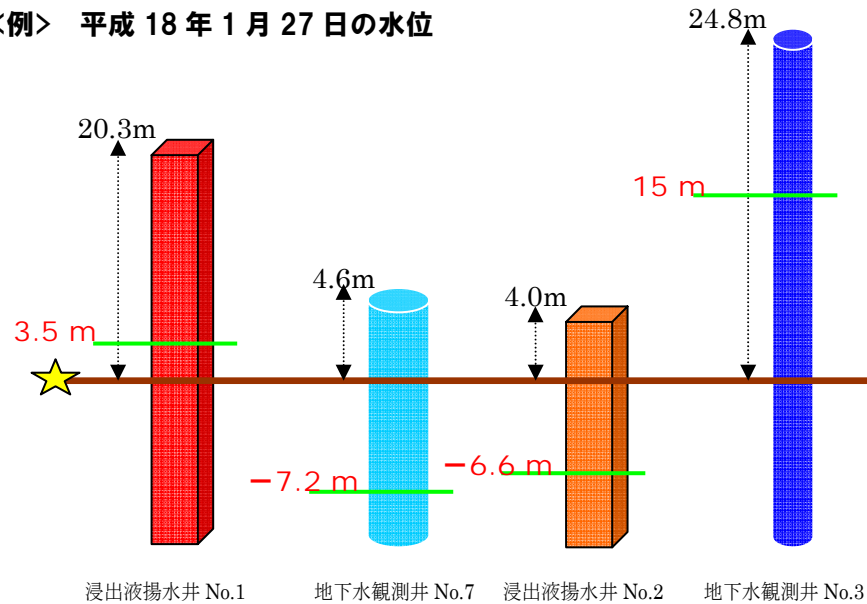
B方向側面図



A方向側面図

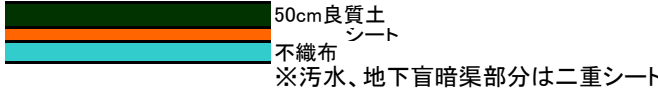
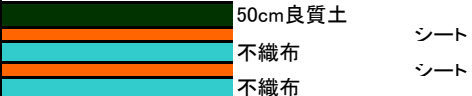
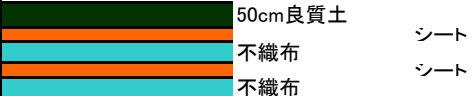

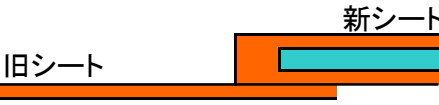
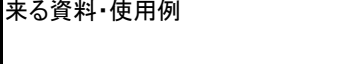
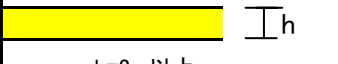
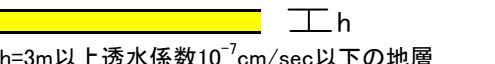


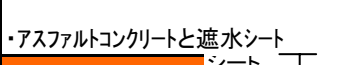
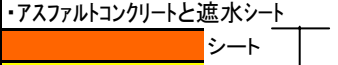


<例> 平成 18 年 1 月 27 日の水位



水位測定箇所概略図

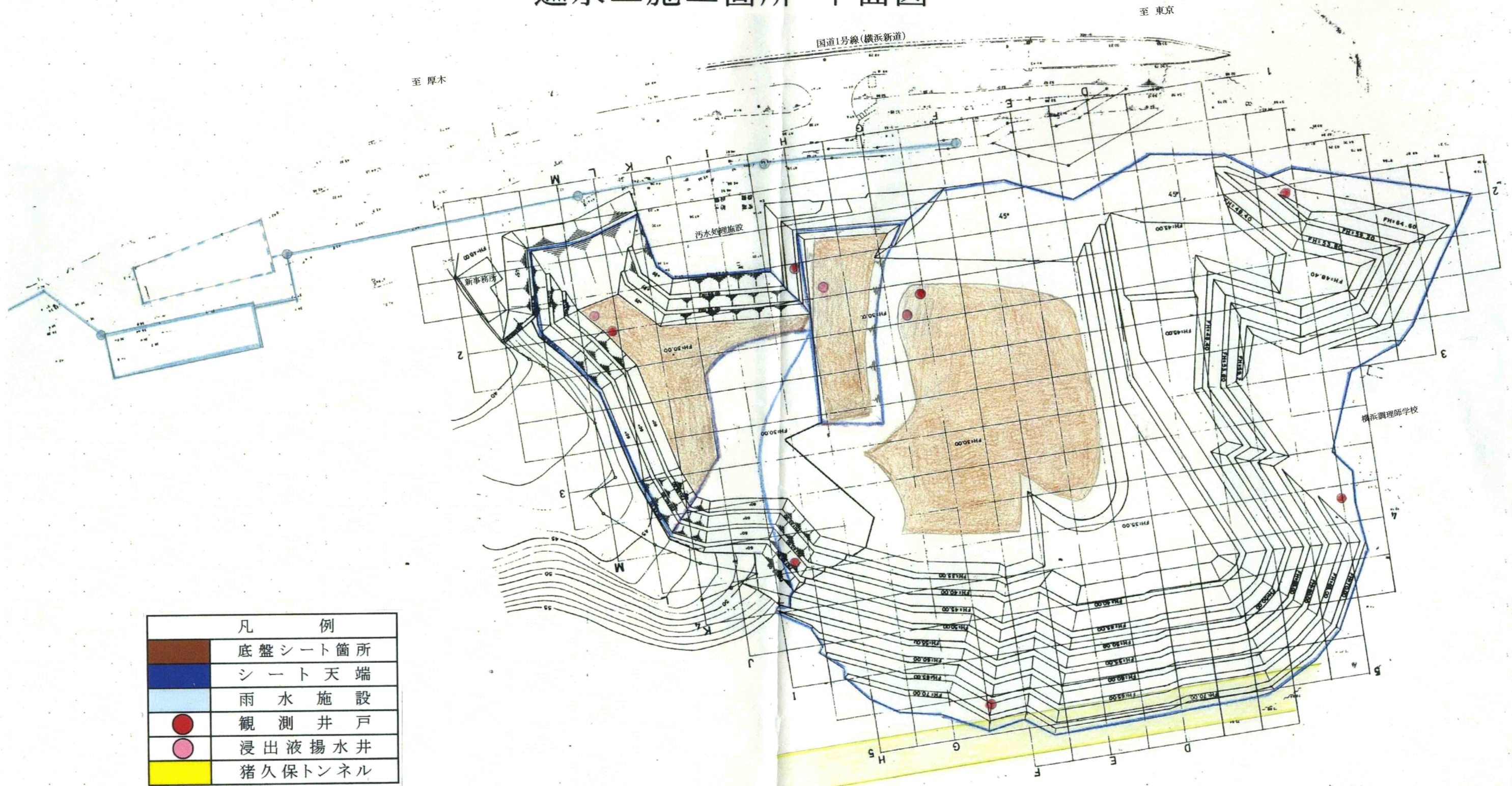
遮水構造の変遷






構造	昭和61年9月  (昭和61年設置届・施工計画書による)		平成9年12月  (平成10年4月10日付遮水証明書による)		
	平成11年6月  (平成10年4月10日付遮水証明書による)				
材料	シート	三菱化成(株) 商品名:ピニカシート(XC) 塩化ビニール t=1.5mm		シート	シーアイ化成(株) 商品名:ピノン土木シート 軟質塩化ビニール t=1.5mm
	不織布	東レ(株) 商品名:土木工事用マントル テトロン長繊維不織布 t=3mm			
接合方法	熱融着 		熱融着 新シート 		
	昭和53年3月 ・特殊工法は遮水効果が証明出来る資料・使用例  ・遮水工不要ない場合  h=3m以上 透水係数 10^{-7} cm/sec以下の地層		平成元年4月 ・遮水工不要ない場合  h=3m以上透水係数 10^{-7} cm/sec以下の地層 ・遮水シート使用の場合  50cm以上良質土シート敷砂又は保護コンクリート ・不等沈下、局部大荷重の場合、置換又は地盤改良 ・湧水によるシート背面水圧に対しては、暗渠管等地下排水設備 ・浸出液集排水設備は遮水シートに不織布で保護又は砂、土のう敷設		
指導要綱による基準	平成7年4月 ・二重シート工法以上の遮水効果を有する工法 ・遮水シート使用の場合の仕様は平成元年と同様 ・浸出液集排水設備の仕様は平成元年と同様		平成11年1月 ・二重遮水シート  シート厚さ アスファルト系以外1.5mm以上 アスファルト系 3.0mm以上 ・アスファルトコンクリートと遮水シート  h=5cm以上 透水係数 10^{-7} cm/sec以下のアスファルトコンクリート ・アスファルトコンクリートと遮水シート  h=50cm以上 透水係数 10^{-6} cm/sec以下の粘土その他の材料の層		

産業廃棄物最終処分場埋立計画平面図 S=1:500

横浜市戸塚区品濃町1622-2番地先(変更後)

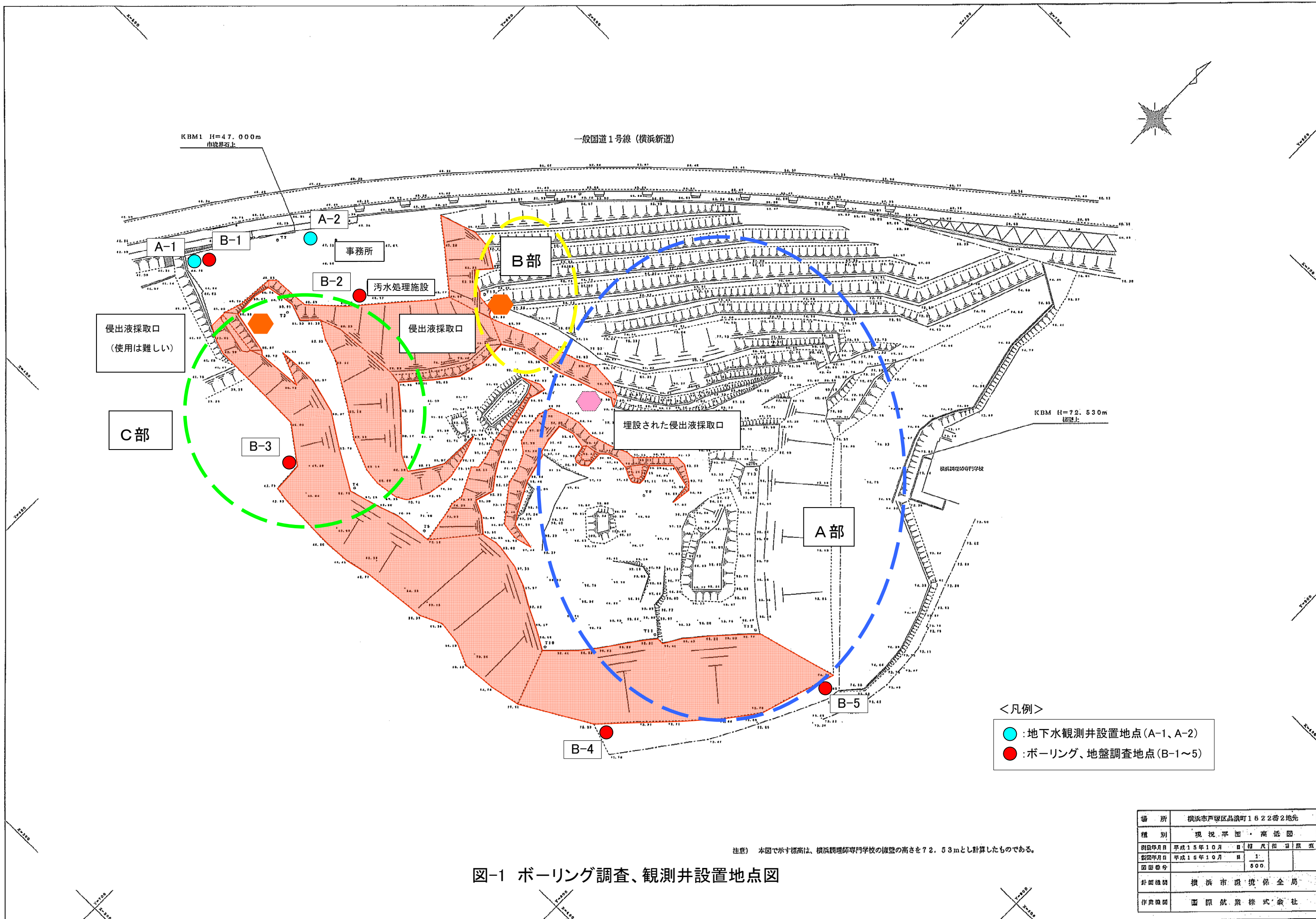
遮水工施工箇所 平面図



凡 例	
	底盤シート箇所
	シート天端
	雨水施設
	観測井戸
	浸出液揚水井
	猪久保トンネル

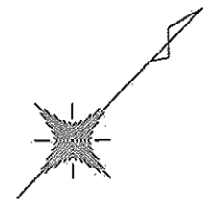
図面名称	埋立計画平面図
工事名称	産業廃棄物最終処分場埋立委託
施工所在地	横浜市戸塚区品濃町1622-2番地先
図面番号	縮尺 1:500
作成年月日	平成11年2月20日 単位
施工者	株式会社三興企業
作成者	株式会社工成社

今後の調査方法



KBM1 H=47.000m
市境界石上

一般国道1号線 (横浜新道)



KBM H=72.530m
校庭上

<凡例>

- : 地下水観測井設置地点 (A-1、A-2)
- : ボーリング、地盤調査地点 (B-1~5)

注意) 本図で示す標高は、横浜調理師専門学校の校庭の高さを72.53mとし計算したものである。

図-1 ボーリング調査、観測井設置地点図

場所	横浜市戸塚区品濃町1622番2地先		
種別	現況平面・高低図		
測量年月日	平成15年10月	日	種尺相原
製図年月日	平成15年10月	日	1/500
図面番号			
計画機関	横浜市環境保全局		
作成機関	国際航業株式会社		